

1	第1 設問1
2	1 設問1の見解は、憲法81条「がなくても,」「憲法第98
3	条」「憲法第76条第3項」「憲法第99条から、違憲審査権は
4	十分に抽出され得る」とする。
5	憲法98条1項は、「憲法」「の条規に反する法律, 命令,
6	詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は」
7	「効力を有しない」と規定する。そして、憲法76条3項は「す
8	べて裁判官は」「この憲法及び法律にのみ拘束される」と規
9	定し、憲法99条は、「裁判官」「は、この憲法を尊重し擁護す
10	る義務を負ふ」と規定している。
11	以上の各条文を総合すれば、裁判官は憲法98条1項に
12	従い、憲法に違反する法律や国家行為の効力を有しないと
13	の判断をすることが求められることになる。
14	2 上記見解への批判としては、各条文は文理上、裁判
15	所の違憲審査権を明確に規定しているわけではないというも
16	のが考えられる。そして、このように批判する見解は、憲法8
17	1条は「最高裁判所は,」「憲法に適合するかしないかを決定
18	する権限を有する」と明確に規定しており、同条が「第六章
19	司法」の中にあることからすれば、下級裁判所を含めた裁判
20	所の違憲審査権の憲法上の根拠となると主張する。
21	3 しかし、憲法81条は「最高裁判所は,」「終審裁判所
22	である」と規定しているのであり、違憲審査権の根拠を明確

1	に規定しているわけではない。また、客観訴訟のように伝統
2	的な「司法」権の概念に含まれないような訴訟についても違
3	憲審査権を認めようとするれば、設問1の見解によった方が適
4	切であるように思われる。
5	よって、わたし自身の見解としては、設問1の見解を支持
6	する。
7	(略)
8	以上
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	